

平成27年(ワ)第9715号 損害賠償等請求事件

原告 学校法人大阪経済大学

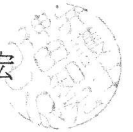
被告 吉井康雄

### 第3準備書面

平成28年2月25日

大阪地方裁判所第24民事部合議2係御中

原告代理人弁護士 神田知宏



#### 第1 被告準備書面(1)に対する認否

##### 1 第2-1

「組織的なパワハラ、アカハラ」があったとの事実を否認する。前件訴訟における被告のかかる主張は認められていない(以下同様)。

##### 2 第2-2(1)

###### (1) アー第1段落

「組織的なパワハラ、アカハラ」との事実を否認する。

###### (2) アー第2段落

嫌がらせ、ハラスメント、との事実を否認する。

###### (3) アー第3段落

被告の発言の動機、内容、疎まれていたか否かは不知。嫌がらせ、ハラスメントとの事実を否認する。

###### (4) イー第1～3段落

乙号証のメールのやり取りは認め、嫌がらせ、との事実を否認する。

(5) イー第4段落

被告から辞退承諾のメールがあったことは認めるが、メールの真意は不知。

(6) イー第5段落

組織的な嫌がらせ、ハラスメントとの事実を否認する。

(7) ウー第1～3段落

平成22年から被告の特任教員任用拒否が準備されていた、との事実を否認する。前件訴訟でも認定されていない（甲第2号証の1，2）。

(8) ウー第4段落

訴外北村，井形，池島の共謀を否認する。

(9) エ

事実関係は不知。組織的なパワハラ，アカハラの一事象との主張であれば，組織的なパワハラ，アカハラの実事実を否認する。

(10) オ

歴代執行部からの嫌がらせとの事実を否認する。前件訴訟でも認定されていない。

3 第2-2 (2)

訴状で主張のとおり，本件ブログ（FC2ホームページ）における「2003年頃から2012年までの組織的パワハラ」は反真実であり，違法性阻却事由はない。

4 第2-2 (3)

(1) ア

上述のとおり，真実性を否認する。

また，後述のとおり，公益目的も否認する。

(2) イ

真実と信じるに付き相当の理由を否認する。「相当の理由」と評価できるほどの確信を得られるレベルの証憑はない。

5 第2-2(4)

争う。

6 第2-3

(1) (1)

適用の肯否を争う。

(2) (2)

権利行使の正当性を争う。違法性のある投稿をする行為は、権利行使であっても相当性を有しない。

「組織的なパワハラ、アカハラ」なる事実は存在せず、受忍限度ではない。

学生、同窓生、父兄、学校関係者も組織の一員および関係者であり、これらの者の困惑、不快も業務遂行に影響を与えるものとして、評価されるべきである。

「稀になされる問い合わせに回答するくらい」との過小評価を争う。

(3) (3)

記録の閲覧が認められるからといって、インターネットで公開してよいという結論にならないことは訴状で主張のとおり。

裁判例としてプライバシー権の事例を引いているだけであり、本件で原告のプライバシー権を主張しているのではない（法人のプライバシー権は認められていない）。なお、被告は前件訴訟関係者の自宅住所を公開している。

(4) (4)

争う。

7 第2-4

守秘義務を負わないとの評価を争う。

8 第2-5

加害意思の不存在を否認する。訴状で主張のとおり、本件ブログには「大学の社会評価の低下や学生諸君の就職活動への影響」を考え公表を躊躇したと記

載されている。

しかも、社会的評価の低下については自白されており、当事者間に争いのない事実である。

9 第2-6

損害の評価を争う。本件で主張する損害は無形損害である。

10 第2-7

違法性がないとの評価を争う。

また、人格権に基づく妨害排除請求権としての差止請求権においては、責任阻却事由（故意、過失、真実と信じるに付き相当な理由）は抗弁とならない。この論点は後述する。

11 第2-8

争う。

## 第2 原告の主張

### 1 守秘義務違反による不利益（求釈明事項）

教授会は非公開を前提としてこそ、誤解を恐れず自由な発言、意見交換が行われ、よりよい意思決定をすることができる。そして、教授会の議論が非公開であることは、出席者の守秘義務によって担保される。

もし、教授会の議事内容が公開されるという前提であれば、自由闊達な発言は躊躇され、建前しか述べられなくなり、組織にとって不利益が大きい。

被告のように、秘密録音をネットに公開する者が許されることになると、組織の自由な意思決定が阻害され不利益が生じる。

また、新規の教員採用の局面においても、「教授会における議論が漏れる学校には勤務したくない」という教員が、応募を躊躇する可能性もある。

現状では、学部長が許可した者しか教授会議事録を閲覧することはできず、

謄写は許可されていない。

被告の特任採用に関する議論だとしても、学内者でさえその議事録を公開していないのに、誰でも閲覧できるネットに公開すること自体が、原告の信用問題に関わる。

教授会の録音については、被告も出席している2004年5月21日の経営学部教授会において「録音希望者は、出席者の了解を得て行う。」ことを確認している（甲第4号証）。

にもかかわらず、被告はこれに反し、秘密録音を続けていた。

## 2 前訴での判断の拘束力

同一当事者間における同一争点について、後訴で再度の主張立証をすることは、基準時後の事情でもない限り、訴訟経済に反する。ゆえに、同一争点に関する前訴の判断は後訴を事実上拘束すると解すべきである。

前訴においては、原告の教授が定年後に特任教員として任用されるという労使慣行はなく、被告が特任教員として採用されなかった結果については、違法性は認定されていない。

また、前訴では、原告の組織的なパワハラ、アカハラは認定されておらず、被告が本件ブログで主張する、「2003年頃から2012年までの組織的パワハラ」（甲第1号証）なるものは、被告の主張にも拘わらず、認定されていない。

被告は訴外樋口の件も前訴で主張していたが、判決では採用されていない。

訴外北村、訴外二宮についても、前訴では何も認定されていない。

## 3 カリキュラムの決定手続

前訴と同じ争点ではあるが、被告が「組織的嫌がらせ」と主張するカリキュラムの決定手続について、再度主張する。

まず、教授会規定には、カリキュラムは教授会の審議事項であるとの規定がある。規定の委任順位としては、①学則、②教授会規程、③カリキュラム委員

会規程，の順番となる（甲第5号証の1「学則」，甲第5号証の2「教授会規程」，甲第5号証の3「カリキュラム委員会規程」）。

大学の授業は，教員個人の所有物・管理物ではなく，大学が大学を取り巻く環境や，学生への教育方針に基づき，体系的に構築されるものである。教員個人の意向で講義担当が決定されるものではない。

結果，教員個人にとっては希望どおりにならないこともある。カリキュラムは，学部カリキュラム委員会が作成する素案を，数十名で構成する教授会で決定するものである。カリキュラム委員長と学部長だけでは決められない。

また，当時の北村学部長がメール（前訴乙1）述べるように，当時は2部（夜間部）の改革を行っている最中であり，各教員の希望をすべて聞き入れているは改革が進まず，カリキュラムの変更は自然な帰結であった。

本件では，数十名で構成される教授会においてカリキュラムが承認されており（甲第6号証の1，2），被告個人に対する嫌がらせを組織的に行うことは不可能である。

被告が「ハラスメント」だと主張する根拠は，教授会におけるカリキュラムの決定内容が合理性を欠く，との趣旨と想像される。

しかし，特段合理性を欠く判断ではなかった（前訴判決，甲第2号証の1，2）。

#### 4 真実と信じるにつき相当の理由

##### (1) はじめに

被告は，真実と信じるにつき相当の理由があるとして，違法性阻却事由を論じているようにも読み取れる。

しかし，真実と信じるにつき相当の理由は，責任阻却事由であって，削除請求（人格権侵害に基づく妨害排除請求権としての差止請求権）を否定する根拠とはならない。

以下主張する。

## (2) 差止請求と故意・過失

たとえば、著作権法上の差止請求（著作権法112条1項）については、条文上、故意または過失が要求されておらず、無過失責任と理解されている（横浜弁護士会編「差止訴訟の法理と実務」464頁）。不正競争防止法に基づく差止請求も同様である。故意・過失は条文上要求されていない。

他方、人格権に基づく差止請求については、人格権は物権と同様に排他性を有する権利であるから（最判昭和61年6月11日、北方ジャーナル事件）、投稿者の故意・過失等の主観的要件は不要であり、人格権が違法に侵害されているという状態があれば足りる（東京地裁保全研究会「民事保全の実務〔第3版増補版〕（上）346頁）。

## (3) 真実と信じるにつき相当な理由

たとえ真実と信じるについて相当の理由があったとしても、故意または過失が否定されるだけであり（最判平成9年9月9日）、損害賠償責任を否定する根拠とはなりえても、削除請求を否定する根拠とはならない。

## 5 投稿目的

### (1) はじめに

被告は投稿目的は公益目的だと主張するので、この点についても反論する。

### (2) 裁判例

公益目的の判断基準に付き、東京地裁平成22年11月22日判決（平20（ワ）22307号）は、「目的の公共性があるというためには、表現行為が公共の利益を図ることを主たる目的としなければならない。公益性の有無の判断は、名誉毀損事実自体の内容、性質、表現方法、根拠となる資料の有無、事実調査の程度等を総合して、それらが公益に基づくというにふさわしい真摯なものであったかどうかに加え、隠された動機として、私怨を晴らすためであるとか、私利私欲を追及するためであるとかの公益性否定につながる目的が存しなかった等の外形に現れていない実質関係も含めて、全体的

に評価して行うべきである。」とする。

また東京地裁平成19年7月11日判決(平18(ワ)21814号)も、「本件記事は、一般読者の好奇心に訴え、刺激的な表現が多用されている面はあるものの、真摯性を欠く、私怨を晴らす、私利私欲を追求するなどといった特段の事情も見当たらないから、本件記事は、公益を図る目的に出たもの」として、「私利私欲を追求する」事情を公益目的否定の事情と判示している。

### (3) 本件

前訴において被告は、上告・上告受理申立てをせず、控訴審判決を確定させている。

つまり、真意や事情はどうあれ、原告による「組織的パワハラ」が認定されなかった控訴審判決を受け入れている。

にもかかわらず、インターネットで紛争を蒸し返し、原告や在校生の不利益を予測しつつも(甲第1号証)、自己の主張のみ展開する投稿態様からは、公益目的というより、むしろ、高裁が自らの主張を認めなかったことに対する不満だけが読み取れる。

また、自らの主張に必要不可欠とはいえない、執行部教員の顔写真を掲載するなど(甲第1号証)、「組織的パワハラ、アカハラ」を主張するには合理的範囲を超えた表現がある。

しかも、訴状別紙目録記載の全ページにわたり、写真の掲載、「組織的パワハラ、モラハラ」との記載がある。1ページだけでなく、全ページに掲載することは、明らかに目的に対する合理性を欠いている。

かかる表現ぶりからしても、真摯性を欠く表現であり、不満・私憤を晴らす目的だと読み取れ、公益目的は否定される。

### (4) 読者の実態

実際、このブログを見たとして、原告の事情につき監督官庁から問い合わせ



せを受けたことはなく、公益に資する結果とはなっていない。

## 6 損害論

本件で原告が主張する損害は、もっぱら無形損害である。

最判平成22年3月15日は、「インターネット上に載せた情報は、不特定多数のインターネット利用者が瞬時に閲覧可能であり、これによる名誉毀損の被害は時として深刻なものとなり得ること、一度損なわれた名誉の回復は容易ではなく、インターネット上での反論によって十分にその回復が図られる保証があるわけでもない」と判示し、インターネットの投稿による被害の深刻さを判示している。

本件でも、自らの所属する大学の悪評に心を痛めない従業員はおらず、学生であっても、快くは思っていないことが推認される。これが、業務遂行権侵害に基づく無形損害の基礎となる。

被告の守秘義務違反による営業権侵害については、不正競争防止法違反とまでは言えなくとも、上述のとおり、教授会での議論を萎縮させる効果をもたらすことから、正常な議事進行による意思決定という営業上の利益を侵害されており、無形損害が生じる。

以上